



環境への負荷の少ない 持続的発展が可能な社会の構築

1 資源の循環的な利用の促進



① 廃棄物の現況と対策

① 一般廃棄物

県内の家庭から出るごみの量は、年間約41万4千トンで、県民一人一日当たり916gとなっており、毎年、微増傾向にあります。

ごみ総排出量の推移

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
ごみの排出量 (t/年)	386,641	382,960	386,913	404,986	407,912	414,151
計画処理区域内人口 (人)	1,255,833	1,253,226	1,251,405	1,248,426	1,244,247	1,238,236
一人一日当たりの排出量 (g/日/人)	843	837	847	889	898	916

② 産業廃棄物

産業廃棄物は、廃棄物を出している事業者が自ら、若しくは許可を受けた業者に委託し、「廃棄物処理法」の基準に従って処理しなければなりません。

県では、適正な処理を指導するとともに、県外産業廃棄物の搬入や産業廃棄物処理施設の設置については、事前協議制により指導しています。また、最終処分場や焼却施設、搬入廃棄物の検査なども実施し、廃棄物の適正処理と安全性を確認しています。

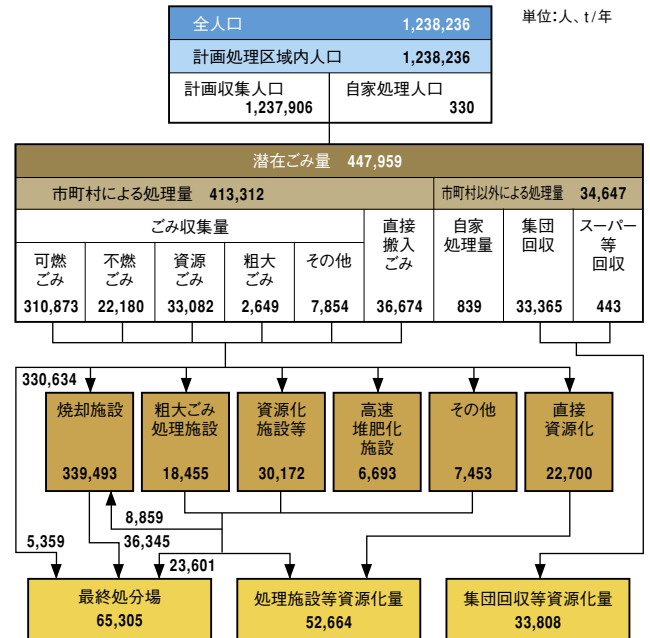
③ 廃棄物の不法投棄

不法投棄の新規発見箇所数は平成10年度以降年々減少しておりますが、平成15年度末の県内不法投棄箇所(30㎡以上)は72箇所に及びます。こうした場所を元に戻すには大変な労力と費用がかかります。

県では、未然に不法投棄の防止を図るため、次のような対策をとっています。

- 廃棄物適正処理監視員による監視
- 不法投棄防止パトロール強化月間の設定
- 不法投棄110番の設置
- スカイパトロールの実施
- 山形県不法投棄防止対策協議会の設置

ごみ処理の系統図(平成14年度)



産業廃棄物中間処理施設の処理実績(平成15年度)

(単位:t)

対象廃棄物	処理施設	計	
		施設数	処理実績
汚泥	脱水施設	84	1,402,783
	乾燥施設	7	14,507
	焼却施設	4	11,723
廃油	油水分離施設	10	42,132
	焼却施設	1	
廃プラスチック類	破碎施設	27	10,388
	焼却施設	18	56,907
シアン	分解施設	14	69,247
廃酸・廃アルカリ	中和施設	5	653
産業廃棄物	焼却施設	15	43,033
木くず	破碎施設	33	53,071
がれき類	破碎施設	116	1,049,129
家畜のふん尿等	堆肥化施設	12	43,568
その他	選別等	118	209,798
計	計	464	3,006,938

産業廃棄物最終処分実績(平成15年度)

(単位:t)

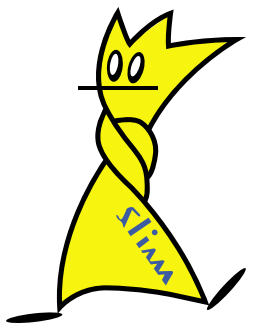
設置主体	事業者	処理業者	
施設の種類	管理型(8)	安定型(6)	管理型(11)
処分量	15,761	32,540	258,203

② 循環型社会形成の推進

① リデュース・リユース・リサイクルの推進

ごみ減量化イメージキャラクター「スリムくん」などを活用した普及啓発や事業者の減量化対策への支援、リサイクル関連法の円滑な施行等に努めてきました。

また、廃棄物対策アドバイザーによる事業者への情報提供、リサイクル活動への支援、リサイクル製品認定制度などに取り組んでいます。



山形県ごみ減量化イメージキャラクター「スリムくん」

② 容器包装リサイクル

家庭から出るごみの約60%（容積比）が容器や包装のごみです。きちんと分別することで、これらのごみは資源としてリサイクルすることができます。

県内では、ガラスびん、缶、ペットボトルに比べ、プラスチック製容器や紙製容器の分別収集が進んでいない現状にあるため、今後、力を入れていく必要があります。

③ 家電リサイクル

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の家電製品4品目のリサイクルが定められました。

④ 建設リサイクル

一定規模以上の解体・新築工事については、建設資材の分別・資源化が義務付けられました。

⑤ 食品リサイクル

食品廃棄物の発生を抑制し、肥料・飼料への再生利用、減量に努めることが定められました。

⑥ グリーン購入

循環型社会を形成するためには、環境への負荷ができるだけ少ない製品を優先して購入する行動（グリーン購入）が必要です。

県では、買い物袋の持参や、グリーン購入の推進などの普及啓発に努めるとともに、環境に配慮した取り組みを行っている商店・事業所を「エコショップ（環境にやさしいお店）」として認定する制度を創設しました。平成15年度末現在、590店がエコショップとなっています。

また、平成14年に「山形県環境物品等調達基本方針」を策定し、県自らがグリーン購入に取り組んでいます。



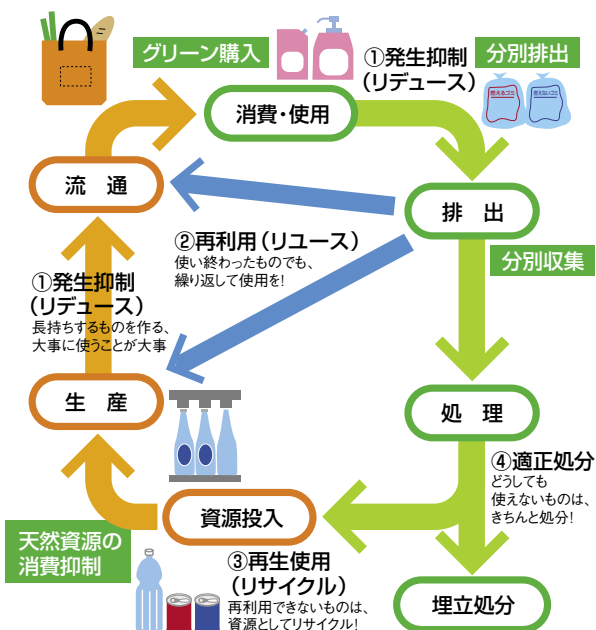
このマークのお店を利用しましょう。

循環型社会とは

これまでの私たちの社会は、大量生産・大量消費によって豊かな生活を支える一方、廃棄物の増大や天然資源の浪費などの問題を引き起こしてきました。

このため、日常生活や事業活動を見直し、適量生産・適量消費を通じて、廃棄物を抑制し（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、最後に適正に処分することが必要です。このような物質循環により、環境への負荷が低減された社会を「循環型社会」といいます。

循環型社会のしくみ



2 エネルギー対策の推進

エネルギーを巡る環境の変化に伴い、環境負荷が小さく国内に抱負に存在する新エネルギーの導入が求められています。県では、行政・県民・事業者が一体となって新エネルギーを導入していくための基本的な指針として平成10年3月に「山形県新エネルギービジョン」を策定し、普及啓発に係る専門家の派遣などを行っています。

3 環境保全型農業の推進

環境保全型農業は、農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくりを通じ農業・化学肥料の使用等による環境負荷に配慮した農業です。本県では、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき認定制度を実施しています。平成15年度の認証面積は、米が7,833ha、大豆が18ha、野菜が42haとなっています。また、認証農家数は9,890戸です。